

島根大学附属図書館と松江市立図書館との相互協力に関する協定書

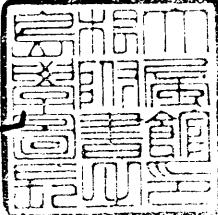
- 1 島根大学附属図書館（以下「大学図書館」という。）と松江市立図書館（以下「市立図書館」という。）は、両館の利用者等の学習、教育及び研究活動の発展に資することを目的に、図書館利用の相互協力（以下「相互協力」という。）に関し協定書を締結する。
- 2 相互協力に関する事項は次のとおりとする。
 - (1) 図書館資料の相互貸借に関すること。
 - (2) 図書館資料の文献複写に関すること。
 - (3) レファレンス（参考相談・調査・照会等）に関すること。
 - (4) 図書館講演会及び公開展示に関すること。
 - (5) 横断検索システムに関すること。
 - (6) 資料の寄贈・交換に関すること。
 - (7) 職員の資質向上のための研修及び相互交流に関すること。
 - (8) その他両館の利用サービス向上に関すること。
- 3 両館は、相互協力を推進するに当たり、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 両館の相互協力は、法令、条例及び規則等に抵触しない範囲内で行う。
 - (2) 両館の相互協力は、それぞれの業務に支障のない範囲内で行う。
- 4 相互協力をを行うための事務取扱については、「島根大学附属図書館及び松江市立図書館相互協力取扱要領」を両館協議のうえ定め、これを所持するものとする。
- 5 この協定書に定めのない事項について、これを定める必要が生じたときは、大学図書館、市立図書館は協議のうえ、定めるものとする。
- 大学図書館と市立図書館は、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年 2月23日

松江市西川津町1060

島根大学附属図書館長

高安克己



松江市西津田6丁目5番44号

松江市立図書館長

川津路

